

(様式第5号)

回 答 書

令和 7 年 7 月 30 日

質問者 様

寒河江市長 齋藤 真朗

寒河江市立新中学校施設整備事業設計業務委託に係る以下の質問について回答します。

No.	質 問 事 項	回 答
1	実施要領9 実施方法（2）ア⑨技術提案書【取組方針・実施体制】様式3-2について業務工程表を記載とあります。一方、7頁にも⑩工程表(任意様式)があります。同じ内容になりますので7頁の⑩工程表は不要と考えてよろしいでしょうか。	評価要領4 技術提案書（一次審査及び二次審査）の評価（2）業務の実施方針等において、評価項目に含まれますので、【取組方針・実施体制】に業務工程表をご記載ください。また、⑩工程表（任意様式）は事務局で必要な資料のため1部ご提出ください。
2	実施要領9 実施方法（2）ア⑨技術提案書【工期短縮・建設コストの縮減について】と評価要領4 技術提案書（一次審査及び二次審査）の評価【工期短縮・建設コストの縮減について】について、実施要領では様式3-3に記載。評価要領では実施方針等（様式3-2）で評価。とあります。実施方針等（様式3-2）に記載と考えて宜しいでしょうか。	実施要領9 実施方法（2）ア⑨技術提案書に記載のとおり、【工期短縮・建設コストの縮減について】は様式3-3（A3規格横使い）を使用してまとめてください。
3	仕様書7 敷地概要（1）事業予定地(敷地)の基本条件の日影規制について、用途地域の指定のない地域に準拠とあります。日影規制時間および測定面高さをご教示ください。	山形県建築基準条例第44条において、用途地域の指定のない区域の日影規制時間および測定面高さ（平均地盤面からの高さ）の制限はありません。
4	実施要領9 実施方法（2）ア⑨技術提案書【取組方針・実施体制】について、取組方針・実施体制の他に業務工程を記載することとありますが、⑩工程表においても任意書式にて記載する旨があります。	No.1の回答をご参照ください。

	一方、評価要領 4 技術提案書（一次審査及び二次審査）の評価（2）【取組方針・実施体制】には⑩工程表や業務工程に関する評価がございません。【取組方針・実施体制】には業務工程を記載せず、⑩工程表(任意書式)にて記載し、評価を行うというお考えでしょうか。評価点も合わせてお教えてください。	
5	基本計画 3 土木施設基本計画 3. 4 公園緑地計画について、第三者が自由に出入りできる公園ではなく、緑地を整備する方針にて担当課と協議を行ったと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	基本計画 3 土木施設基本計画 3. 4 公園緑地計画に関連して、開発行為基準にて必要とされる緑地面積 1, 5 0 0 m²以上について、基本計画の土木施設基本計画図パターン④では緑地を複数に分割しており、その合計面積が 1, 5 0 0 m²以上となるように計画されています。担当課と協議を行い、緑地の分割が可能という方針と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書 8 設計業務の基本要件外構の駐車場(職員・来客用 1 9 5 台程度)について、内訳（職員用、来客用、地域開放用などそれぞれの想定台数）をお教えてください。	職員用で 1 0 0 台、来客用・地域開放用で 9 5 台を想定しております。
8	仕様書 1 2 設計にあたっての注意事項について、職員室と保健室は 1 階に配置し職員室からグラウンドを見渡せる計画やグラウンドから保健室への動線に配慮した計画とありますが、基本計画ではそのような配置となっておりません。仕様書を正としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書 8 設計業務の基本要件外構のその他フェンス等について、基本計画 P 2 5 配置ゾーニングパターン比較表では正門の位置や車両動線が示されておりますが、仕様書には特に記載はないため、現状のフェンス・正門の位置と同等の計画としてよろしいでしょうか。また、現状のフェンス外の私道は一般車が通行しますでしょうか。	その他フェンス等については現状のフェンス・正門の位置と同等の計画として問題ございません。また、敷地内には、現況で県道天童大江線にアプローチする幅員 1 4 m（車道 1 1 m、歩道 3 m）の道路と、幅員 8 m の東西方向の道路が整備されております。敷地内の北側を除く外周は、東側は市道鷹ノ巣塩水線及び鷹ノ巣 1 号線（幅員 4 ～ 5 m、アスファルト舗装）、西側及び南側は農道（幅員 4 m、砂利舗装）となっており、いずれの道路も一般車の通行が予測されます。

10	前回質疑回答書No.3 1、No.3 2で本業務の土木工事と外構工事について、業務や仕様区別の回答がありました。現在寒河江市から公告されている「令和7年度寒河江市立新中学校施設整備事業用地測量・造成設計・地盤調査・補償調査業務委託 条件付き一般競争入札」の落札者が行う業務と本業務の「造成」の業務の違いをご教授下さい。	「令和7年度寒河江市立新中学校施設整備事業用地測量・造成設計・地盤調査・補償調査業務委託 条件付き一般競争入札」における「造成」については基本計画3 土木施設基本計画3.2 造成計画に記載する業務を予定しております。また、本業務における「造成」については提案に応じた盛土・切土や地盤改良などの土工や生徒が安全に移動できる園路に関する業務を想定しております。
----	--	---